

【タイトル】

【令和7年9月30日まで】後期高齢者2割負担の配慮措置終了

【本文】

いつもご利用いただきありがとうございます。
カスタマーサクセス部です。

表題の件につきましてお知らせいたします。

令和4年10月から見直しが行われた後期高齢者医療制度の窓口負担割合について、
2割負担の患者様は自己負担増加額の上限を1ヶ月あたり3,000円までとする、
負担軽減(配慮措置)が導入されていましたが、この配慮措置が令和7年9月30日をもって終了とな
ります。

※初期値で終了期間が設定されているため、医院様での設定変更は不要です。

配慮措置の終了により、令和7年10月1日からは、月の保険点数の合計が3000点を超えた場合も
2割計算となり、後期高齢者2割負担の患者様の自己負担限度額は18,000円になります。

【当月保険点数が3000点を超えた場合の計算例】

■令和4年10月1日～令和7年9月30日

1日目の受診

保険点数 2500点 請求金額 5000円

2日目の受診

保険点数 1234点 請求金額 1734円(配慮措置対象)

■令和7年10月1日～

1日目の受診

保険点数 2500点 請求金額 5000円

2日目の受診

保険点数 1234点 請求金額 2470円(通常2割)

以上、よろしくお願ひいたします。